

# 公益財団法人 公益法人協会 第 72 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2023(令和5)年3月3日(金) 14時～16時06分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館8階「スカイホール」
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名  
(会場出席) 浦上聖子、岸本幸子、清水肇子、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、  
長沼良行、山岡義典  
(オンライン出席) 太田達男、高宮洋一、橋本大二郎、早瀬 昇、日野孝俊  
注) 早瀬理事はオンラインアクセス時に事務局が入室許可に手間取ったため 14 時 12 分、  
第1号議案説明時に入室した。  
(欠 席) 片山正夫、田中 皓、渡邊 肇  
(監事出席) 谷村 啓、平川純子(以上、会場出席)  
(監事欠席) 中田ちず子

## 5 議 題

### 決議及び承認事項

- 第1号議案「2023(令和5)年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)
- 第2号議案「『役員賠償責任保険』2023年度契約締結」の件(決議事項)
- 第3号議案「2023年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)
- 第4号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)

### 報告事項

- (1) 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の状況
- (2) 「新年特別報告会」開催(1/26・30)とアンケート集計結果
- (3) 「私立学校法改正案」の閣議決定
- (4) 「非営利法人のESG投資に関する研究会」の状況と今後
- (5) 「創立50周年記念事業」の進捗状況
- (6) 行政庁による立入検査(2/10)の概要
- (7) 2022年度入退会の状況及び財務の見通し
- (8) 2022年度下期コンプライアンスの状況
- (9) その他職務執行報告

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインによる出席を含めて理事総数15名中11名が出席、3名は欠席であること(他1名は第1号議案説明時にオンライン入室し出席理事12名となった)、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し

た。また、オンライン出席者とは事前に適時的確な意見表明ができる環境にあることも確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『2023年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件(承認事項)

雨宮理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、2023年度は、基本方針として①中期経営計画の第2年度として事業計画の果敢で着実な実行、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大等の政策提言)および2022年10月の「創立50周年記念シンポジウム」大会声明の実現ならびに「公益法人ガバナンス・コード」の普及、③公益法人界における当協会の中間支援組織としての地位の一層の確立のため、会員の意見や要望の一層の傾聴、調査活動の強化と国内外への有効な提言の発信、④IT技術の活用、機関誌や出版物の執筆者として迎え入れた外部の学者や専門家によるサークル(サロン)づくり、会員の維持・拡大のための最大限の努力の注入、⑤政府の働き方改革等の動きへの対応(明るい職場づくり)、以上5点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓発」>①『運営実務(第4版)』『公益法人・一般法人の理論と実務(当協会創立50周年事業)』『定款・諸規程例(新版)』等の実務書の刊行(準備)、②当協会Webサイト及びメール通信の内容拡充と情報発信、③政府の「新しい資本主義」の実現に資する観点から進められている「公益法人制度の見直し」の動向を注視したシンポジウムの開催企画検討、④海外の中間支援団体(英国NCVO、米国IS)との連携交流の継続と東アジア市民社会フォーラム(日中韓)の開催、⑤マスコミ懇談会等のメディア対策、⑥若い世代への公益法人への理解を深めるためのインターンシップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①相談室の利用度・満足度向上、②会場型・Web型併用による各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と会員等の交流の場としての『公益法人』誌の充実、④公益法人・一般法人の情報公開・公告代行を担う「共同サイト」の新規利用法人の開拓、⑤「団体保険」の保険内容の充実の検討と加入団体の拡大。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の開催、年次アンケートの実施、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の再開検討、外部団体の研究会等への参加、シンクタンクの機能の強化、②調査研究、国内連携事業とも連携した4専門委員会の継続開催、③「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」大会宣言及び「創立50周年記念シンポジウム」大会声明の実現に向け、政府、政党および関連団体へのさらなる積極的な働きかけ、2020年策定「公益法人ガバナンス・コード」の普及。

<法人管理>会員管理では、会員アンケートの実施と「オール公法協」による新規会員獲得。

組織運営では、①役員・評議員及び専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②財政基盤強化と一般寄附拡大のためのイメージ戦略や新しいテクノロジー等の活用、③働き方改革への対応、人材育成、④インボイス制度対応等、⑤リース資産の更新等。

続いて、長沼理事より配布資料を元に 2022 年度の財務状況の説明とともに、2023 年度収支予算書等について説明があった。

まず、2022 年度の財務状況であるが、経常収益が約 2 億 2,800 万円（2022 年予算比マイナス 650 万円）、経常費用が約 2 億 1,800 万円（2022 年予算比マイナス 1,700 万円）であり、当期経常増減額は 1,000 万円程度のプラスとなる見込みである。これは新入会の会員が純増 20 件であることや、セミナー収益がコロナ前とほぼ同程度まで回復していること、また創立 50 周年記念出版と年史が未刊でありその費用が使われていないこと等によるものと考えられる。詳細に見ると、収益では、Web型セミナーや講師派遣の好調等を受け、特にセミナー事業収益が 7,500 万円、予算比 106%、前年度比較ではプラス 1,700 万円と大きく寄与している。また、予算計上はしていなかったが内閣府相談会を受託できたことによる収益 660 万円も貢献している。一方、費用では、予算比で人件費がマイナス 450 万円であるが、これは予定していた経理補助要員の未採用や正職員 1 名の退職等が要因として考えられる。ちなみに前年度実績比では 150 万円ほど増えているが、これは賞与をコロナ禍前の水準に戻したことや、昨年 9 月に職員の基本給を見直し、給与を上げたことによるものである。物件費では、特に印刷製本費がマイナス 1,000 万円と大きいですが、これは予定していた新刊本の未刊行の他、50 周年事業の記念出版、年史の未刊行により費用支出がなかったことによるものである。昨年度との実績比では、収益がプラス 2,250 万円、費用がプラス 1,500 万円でありどちらも増加しているが、コロナ前の 2018 年度と比較した場合では、収益はマイナス 600 万円、費用はマイナス 1,500 万円であり、いずれもコロナ前の水準には戻り切っていないものの、回復傾向にある。

次に、2023 年度収支予算であるが、経常収益が約 2 億 3,950 万円、経常費用が約 2 億 3,900 万円で立案した。コロナ前の 2018 年度は収益費用とも 2 億 3,400 万円ほどであったが、2023 年度はコロナ前の水準を目指すということで、費用は増えるが収益増も見込んで計画を立てた。まず経常収益について、受取入会金は新規入会 50 件を目標として 250 万円、受取会費は会員数純増 30 件を見込んで 1 億 700 万円とした。また、事業収益は 1 億 2,100 万円を見込んでいる。前年度予算比ではプラス 1,400 万円、実績対比ではプラス 1,040 万円であるが、これは書籍の新刊、セミナーの回復等の事業収益を見込んだものである。このほか、受取助成金 110 万円、受取寄附金 753 万円（このうち 653 万円は創立 50 周年記念出版・年史の刊行費用に充当する予定）がある。一方、経常費用では、人件費が 2022 年度見込みに対しプラス 150 万円、実績見込みではプラス 630 万円としたが、これは経理補助要員や編集補助要員各 1 名の採用計画によるものである。なお、物件費では 2022 年度見込みに対しプラス 1,460 万円としたが、これはセミナーの復調、新刊本の発行、コンピュータシステム関係費（情報公開共同サイトの改修）、インボイス対応等において相応の費用増を見込むためである。

結果、当期経常増減差額でプラス 47 万円とほぼ収支トントン、公益目的事業会計単独で見ればマイナス 530 万円で収支相償上はクリアとなるものと思われる。

なお、2023 年度資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(太田理事) 通常この種の会議は中間報告の後、後半の委員会が開かれ法案要綱に向けて詳細な審議が行われるが、今回の有識者会議は中間報告の後、会議が開かれていないようである。5月頃にパブリックコメントの募集があるかも知れないということであり、最終的な報告内容になってくるのかと思うが、そのような形で進んでいくのか。また、最終的な要綱案は法律の改正を要するものと、法令の改正までは行かないまでも、閣議決定である政令と大臣の決定である規則で済むものとか、あるいはもっと下のレベルだとガイドラインやFAQの解釈で済ませるものとかいくつかに分類されると思う。それぞれの時期がいつ頃実現されるのか。ガイドラインやFAQ等手続き的に軽いものはいち早くやれるが、法律は国会提出が必要なので来年度通常国会だとか、段取りがあろうかと思う。その辺りをどのように見ておられるか。

(雨宮理事長) 一点目については、「中間報告」後に会議は開かれていないが、現在3月27日以降の開催について日程を調整中である。二点目については、今のところ必ずしも明確ではないが、内閣府にも法制担当が新しく入り、策定するということであろうか。ただ、3月27日以降の有識者会議の動向次第でどういう見通しになるかは分からない。予定としては今のところ5月か6月にある程度、まとまったものが出るのではないかと思う。法律の施行に関してはさらに次の年度になると思う。

(早瀬理事) 人件費について。産業界では各企業ともベースアップを含めた改善の動きがある。わが方、非営利団体ではどうするか。自分が関与しているある団体は賃金を2%上げた。また、(社福)大阪ボランティア協会は各団体の状況を把握していこうとしている。賃金が日本全体で上がっていく動きがある中で、公益法人協会はどうしたらよいか。今回の事業計画・予算はいろいろな見地から練られたものであり、このままいくしかないが今後、賃上げについて検討する必要があるのではないかと考える。

(鈴木副理事長) 産業界が賃上げの動向にある中で、非営利の世界はどうするかというところは個人的にも頭を痛めているところであるが、ない袖は振れない。やはり個々の積み上げでないと一挙に何パーセントということは言えない。私どもの場合プラス要因となるのは、会員の増強と、セミナー、出版など事業収益であり、それぞれについて鋭意努力し、結果として収益が上がれば従業員に報いるということしかないかと思う。抜本的な対策があれば、賃上げを行いたいのはやまやまである。

(早瀬理事) 各非営利団体とも、頭の痛い対応になると思っている。

(雨宮理事長) 物価が上がって収益が上がらなかつたら困るのはそのとおりだが、収益がすぐに上がるかどうか。収益を得るいろいろなきっかけを作らなくてはならないので、賃上げはすぐには実現できない。ただ、非営利の世界の給与は低くていい、という話ではもちろんない。

(高宮理事) 事業計画について、従来に増してさらに広範な世界から、新しい分野も意欲的に取り入れて方向性を出しているのは敬意を表する。一方、財政がしっかりしていく

のかどうか、また公法協のパワーの源は非営利の世界の皆さんがどれだけ多く結集してくるかが重要な点である。これらをしっかりしていくことが、何よりも強いアドボカシーにつながる大事なところである。先ほど長沼理事のご説明で、会員勧誘の専従者をおき中で情報を集めるという話があり、それはそれで大切であるが、大きな流れ、インフレや世の中の賃金アップの動向のなかで、財政強化・会員増強は公法協事業の車の両輪の一方とも位置付ける程のレベルと意識して、両輪を回しそれをこれからの非営利や公法協はどうするのかということにうまくつなげていけるのかどうか。その検討をしっかりと本腰入れてやった方がいいかと思うが、この点はどうか。

(鈴木副理事長) 仰るとおりだと思う。ただ事業会社の場合は、新しい発明や新しい経営手法があればアイデアを出したり人がエネルギーを投資したりして実現することが可能だと思うが、なかなか非営利の世界では難しい。また、公益法人協会がまず魅力ある存在にならないと、パワーを結集することは難しい。先週開催された監事会でも、監事からシンクタンクをどうするのかという質問があったが、中期経営計画に示したとおり、何とか非営利分野のシンクタンクを作っていきたい。それはそれ自体が目的なのではなく、非営利の世界できちんとした提言活動ができれば公法協を支援してやろうという動きにつながるだろうと考えているからである。数年前の理事会では学会という名前から誤解を受け否決されたと思うが、われわれは学会というよりはシンクタンクという意識でおり、提言活動につながることを考えている。最近でも創立 50 周年記念シンポジウムで、溜箭教授が公益事業を拡大する、成長させていくということを仰ったが、欧米の非営利法人ではその裏にしっかりとしたシンクタンク的な機関が存在し研究を行っているので、同じように非営利全体を引っ張っていききたい、そう考えている。

(高宮理事) 今の新しい世界云々の部分もいわば「攻め」である。攻めの話は大いに結構だが、入ってくる収入の部分、会員の増強についての施策がどうかというのが私の問題意識である。

(鈴木副理事長) 長沼理事より説明したとおりであり、それに尽きる。一層、努力したい。なお、出版や機関誌事業に絡めて言えば、シンクタンク的なものがあればもっと良い教材、材料を学者・研究者に頼んで出版することもできると思う。今までは自前主義で、機関誌においては特に公法協の職員が執筆することが多かったが、学者等に執筆いただければ水準が高まる。

(高宮理事) それは車の両輪であり、片輪をもっとうまく回せるような施策を考え続けていただきたい。

(橋本理事) 会員増強について。入会勧誘員を置いて効果があったというのは具体的な一歩、きっかけであり、大切にしたい。会員増強とセミナーや出版以外に何か収益を上げる方法についてのアイデアを出せば良いが、なかなか容易には思いつかない現状にあって、会員増強で芽出しができたのは素晴らしいことだと思う。専従者を大いに激励して欲しい。具体的にはどのような形でやっているのか、公法協に入会していない団体のリストを作り、そこに働きかけているのか。あるいは言わばやみくもにコン

タクトしているのか、それとも何らかの資料を送り反応のあったところに働きかけているのか。いずれも非常に重要なことであるが、どのような戦略をもとに進めているのか教えて欲しい。

(長沼理事) 一例を申し上げますと、入会勧誘担当者はセミナー業務を兼務しており、地方出張等を含めて現場にいることから参加する法人担当者と接触する機会が最も多い。役職付きの方が参加し、その団体が非会員ということがあればまず関係を構築すべく、アプローチをしている。

(橋本理事) 情報がとても大切だという話があったが、例えば具体的にはどのような情報があるのか。

(長沼理事) 例えば未入会団体の方が当協会に来会され、代表理事に挨拶したという情報を得れば、それが一つのきっかけとなる情報になる。

(橋本理事) シンクタンク機能の学術的なり実務的な大きな方向性は大変重要であり、それを否定して申し上げる訳ではないが、日々の足元の活動がとても大切であり、口コミで広がっていく部分もあると思うので、ぜひ頑張ってください。

(清水理事) 公益法人界をリードしてくださっている中間支援団体として、事業計画では非常に広範囲に、意欲的に立案していただいていることに感謝している。特化するやり方もあるが、今はいろいろ幅広く求められている時代であり、できる範囲で意欲的に、即応的にやっていただくということは一公益法人としても大変心強く思っている。原資をどうするのかというのは、私どもも中間支援組織なので非常に難しいところであるが、一番良いと思ったのは「オール公法協」という考え、行動である。非営利の場合は、まず自分たちの団体の理念、使命、この活動を広げるんだ、これに関わっているんだという思いを職員自身が持つことがいちばん大事だと自戒を込めて思っている。それが外に広がっていくときに、同じ会員獲得だとしても説得性につながるのだと思う。非営利法人が決して安い給料で良いという訳ではないが、でもお金のために働くということの意識が一番になると、やはり何のためにという目的が皆さんの共有から薄れて行ってしまう。「オール公法協」をぜひ、改めて進めていただきたい。具体的に検討されているとは思いますが、会員獲得の情報提供が柱になると思う。コロナ禍の中で会員が増えているのは素晴らしいと思うが、一方でコロナ禍は有事であり、喉元過ぎれば積極的な情報収集意欲が減り、自分たちはとりあえずこれでいいです、というようになってしまう可能性もある。日頃、平時にどういう情報を求めているのかを、協会内部もそうだが、いろいろなところからのアンテナでアプローチできる方法があると良い。例えば、同じ情報の冊子であっても紙媒体だけでなく電子媒体にもするなど、同じものを頒布するのであってもやり方によって収益も変わってくるかと思う。ところで、一点参考までに確認したいが、新しい資金調達の方法として、劣後債（借入れ）の導入を挙げているが、これは具体的な検討があるのか、それとも可能性としての手法か。

(鈴木副理事長) 結論から言ってしまうと可能性、である。(公財)日本フィルハーモニー交響楽団が劣後債を導入され、財政的難局を乗り切ったこともあり、このような手法が

事業会社では一般的だが、非営利の世界ではあまり実例がないので、事情は異なるものの非営利一般にも広まれば基礎的な資金になる。例えばシンクタンクをつくるにしても膨大な資金が必要となるので、そういうものに充てられればよいと考えている。具体的な予定は、今のところない。

(雨宮理事長) いろいろな問題解決のために研究をしなければならないし、そのためにはお金も人も要る。その意味ではお金が先ではなくいろいろなテーマの中から公益法人界に正しいものを選び、必要なお金と人を付けていくのは当然のことである。寄附をいただくとか遺贈や助成金もあると思うが、今は動きながら考えているところである。

(岸本理事) 会員の話に戻るが、いろいろな手を打たれた結果、会員数が順調に伸びていることは素晴らしい。その上で、公益法人界というよりは民間非営利セクター全体を見た時、法人格別の数の推移を見ると、NPO法人格は減少傾向にあり、一般財団の設立や助成財団は増加傾向にある。その中で、公益法人協会の会員制度の下では一般法人の入会をより広く捉えていくという方針はあるか。あるいは中期的に見た時にどうか。一般法人の中の非営利型について、束ねる組織が現状は特にないという理解でいる。しかも若い人はNPO法人から一般法人に流れているという状況の中で、公益法人協会の方針はどうか、うかがいたい。

(鈴木副理事長) 一般法人は公益法人の基礎であるので、当然のことながら一般法人にもアプローチしている。新制度ができた時にもその辺りの議論は盛んにやったところで、公益法人協会の名前に、一般法人も包含する意味を込めて団体の副題として「民間公益活動推進センター」という呼称を併記した。我々としては、相談窓口で設立から公益認定まで面倒をみる、とし快く相談に応じている。ただ問題は、非営利型一般法人は、登記簿でしか設立が分からない、ということ。その法人がホームページを持っていれば個別にアプローチすることはできるが、一網打尽的に一般法人を把握し積極的にアプローチすることができないことである。何とか一般法人の実態を調査し、その法人がどのような意向を持っているかを把握したいとは思っている。以前、日本NPOセンターと一緒に調査を行ったデータはあるものの、それは非常に限られたデータである。一般法人の数が6万を超え壮大な市場であると思うが、アプローチはできず受け身で待っている状況であり、その点は改善したいと思っている。

(岸本理事) 手つかずのマーケットであると思う。太田会長が関わっておられた非営利組織評価センターで取り組むことかも知れないが、非営利型一般法人の認証制度を公益法人協会が作るとか、何かしらの中期的な新規サービスも考えながら、あるいは一般法人向けの会員制度を作るとか、積極的に取り組んでいかれた方が非営利法人全体を考えると必要なことではないかと思う。

(太田理事) 非営利組織評価センターでは網羅的なアンケート調査を実施した。移行法人を含めた一般法人約8万のうち10%の8,000ほどを対象とし、そのうち800法人からの回収を目標としたところ、730法人から回答を得た。近々報告書にまとめ、また日本NPO学会でも発表したいと考えているが、回答では公益法人になりたいという意向を持ってい

るところはほとんどなく、10%を切ると思う。彼らは彼らで自由闊達に経営を行っており、いろいろな事業タイプがある。組織形態も理事1名という簡便なタイプの法人もある。日本社会の中でともに非営利組織として、どのように一緒に歩いていくかは大きな課題であると思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第2号議案「『役員賠償責任保険』2023年度契約締結」の件(決議事項)

長沼理事から議案説明があった。説明によると、2021年3月の一般法人法改正により、一般法人及び公益法人は、法人として役員賠償責任保険に加入してその保険料を支払う際、利益相反行為とならないためには理事会の決議が必要とされるのでお諮りしたい。保険名称は役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社であり、保険の対象者は、理事、監事及び評議員である。保険期間は2023年5月1日16時から1年間、てん補限度額の合計は1億円であり、保険料は10万5千円である。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第3号議案「2023年度役員報酬(4～6月)」の件(決議事項)

雨宮理事長から議案説明があった。説明によると、役員報酬の月額については2022年度(7月以降)と同じであるが、本年6月の定時評議員会にて理事改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

#### 第4号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件(決議事項)

雨宮理事長から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

##### ・第36回(定時)評議員会

日 時 2023年6月27日(火)14時開始

場 所 エッサム神田ホール1号館(千代田区神田鍛冶町)

目的である事項等

- ・2022年度事業報告及び同附属明細書の承認
- ・2022年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「監事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件
- ・「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

#### ○報告事項

下記の報告が行われた。

- (1) 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の状況(雨宮理事長)



報告によると、同会議は、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、2022年10月4日から12月14日までの間に8回の会議を開催し、議論を重ねてきた(座長：雨宮理事長)。法人からのヒアリングの他、第6回、第7回は自由討議(収支相償原則、ガバナンス関係)、第8回は中間報告のとりまとめを行い、12月26日に後藤経済財政政策担当大臣に中間報告を手交した。今後は3月27日以降の日取りで会議が設定される予定である。

(2) 「新年特別報告会」開催(1/26・30)とアンケート集計結果(鈴木副理事長)

昨年12月26日に公表された内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」による中間報告を受け、制度見直しの趣旨や制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を開催した(協賛：野村證券株、1月26日、同30日、於アーバンネット大手町ビル)。2日間合計で304名に会場もしくはオンラインで参加・視聴いただいた。その後、参加者アンケートを2月14日～2月22日に実施。その内容については、公益法人協会に有利な誘導質問にならないよう民間法制税制調査会で検討し、説明者も「有識者会議」座長である雨宮理事長ではなく、中間的な立場にある鈴木が担当した。アンケートは113名から回答があり、法人累計では公益財団法人が圧倒的に多かった。また、中間報告を「大いに評価する」「どちらかと言えば評価する」とのコメントが合わせて7割を超えた。自分では相当、否定的事項も説明をしたつもりだが、このような評価を得た理由には、公益法人制度改革後に放ったらかしだったことが本格的に検討されることになったことへの評価が根底にあると思うが、この期待を裏切ることはないよう、制度全体及び個別に重要問題について本格的かつ抜本的な検討を行って欲しいと願っている。

(3) 「私立学校法改正案」の閣議決定(鈴木副理事長)

同法案は2月16日閣議決定の上、本年度の通常国会に提出された。私立学校法の改正については現時点では中央大学・福原教授を座長とする「学校法人制度の具体的施策について」及びそれを受けた「私立学校法改正案骨子」に基づき法案化が図られたが、寄附行為(定款)自治により選択肢を多く認めたものとなっており、多くの利害関係者の調整に配慮している。改正案は全文で164条と倍増し(現行67条)、大幅な改正となっている。公益法人法制との主な差異としては、理事の選任(解任)は寄附行為で定める選任(解任)機関が行うこと(ただし一定の事由の解任については評議員会に解任請求権あり)、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財等重要事項の決定に係る理事会の権限が増大したこと(ただし予め評議員会の意見を聴取することが必要)、監事の権限が拡大したこと(監事が一定の場合理事会又は評議員会の招集を請求できる)、評議員の選任・解任について理事・理事会が選任する方式も容認される

見込みであること、等が挙げられる。また、大臣所轄学校法人等とその他学校法人との間に各種の差異が設けられた（相対的に前者に対する規制が重くなった）ことも特筆すべきである。われわれが中小法人の規制を緩和するよう訴えていることを考えると、かなり興味深い。今後、どのような形で公益法人に影響するのかについては注視する必要がある。

(4) 「非営利法人のESG投資に関する研究会」の状況と今後(鈴木副理事長)

2022年度、このESG投資研究会は第二フェーズとして公益法人向けファンドの組成を検討し、昨年11月、12月にマルチアセットファンドという形で成立した。ただし、公益法人協会は案を作っただけであり、主体は資金を拠出する個々の法人である。今後は少額運用に適した資産運用メニューを検討し、3月には最終報告書をまとめる予定である。

(5) 「創立50周年記念事業」の進捗状況(長沼理事)

創立50周年記念シンポジウムは昨年10月18日に無事終了し、報告書冊子は3月末完成を目途に編集中である。記念出版『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）は原稿執筆中。また、公益法人協会50周年史は2023年度上期中の刊行を予定している。このための事業資金は個人16名、法人208団体からの合計1,053万円の寄附によるものである。

(6) 行政庁による立入検査(2/10)の概要(長沼理事)

公益財団法人に移行後、3回目となる立入検査が2月10日に行われた。通知文では10時～17時の予定だったところ、検査・質疑応答は15時で終了、その後に講評があった。確認事項は予め送付されたとおりであり、口頭説明と担当官による書類の実査があった。全体的に適切に事業運営が行われており、計算書類、印鑑・現金・預金通帳もよく管理され、公正・適切に法人運営されているとの講評であった。

(7) 2022年度入退会の状況及び財務の見通し(長沼理事)

2022年度末時点の見込みは、今のところ入会42件、退会22件の純増20件である。入会は50件の目標に対し8割の達成状況であり、期末の会員数は1,429件を見込んでいる。入会動機は相談室の利用、セミナーの参加によるものが多く、退会理由は「会員サービスを利用しない」等が挙げられている。入会勧誘だけでなく、退会抑止にも留意し、引き続き会員増強に努めていきたい。

(8) 2022年度下期コンプライアンスの状況(鈴木副理事長)

本年度下期は、特にコンプライアンス上抵触する事例は見られなかった、とのことであった。

(9) その他職務執行報告

上記(8)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公2「能力開発及び経営・運営支援事業」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険)が鈴木副理事長及び長沼理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が長沼理事であった。

また、最後に長沼理事より、2022年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回の第73回(通常)理事会の開催日を2023年6月8日(木)14時～、場所は本日と同じ会場とする旨、また第74回(臨時)理事会の開催日は今のところ同6月27日(火)、定時評議員会終了後に開催するか、又は決議の省略の方法により行うか状況をみてご案内したい旨の連絡があった。

報告事項に関して、次の質疑応答があった。

- (平川監事) 以前にも申し上げたと思うが、「非営利法人のESG投資に関する研究会」については、公益法人協会も研究会に参加しており、最終報告書に名前を連ねるかは分からないが、くれぐれも証券会社による募集販売の時に「公益法人協会のお墨付きです」とか「公益法人協会が関与している」とか「公益法人協会さんと一緒に研究して作り上げたファンドである」等、ともかく公益法人協会という名前をいかなる形でも使わないよう、念には念を入れて釘を刺していただきたい。
- (鈴木副理事長) 肝に銘じておきたい。証券会社には複数、研究への参加をお願いしており、特に一社に偏っているということもないので、名前を借用される恐れはないと思うがよく釘を刺しておきたい。
- (平川監事) 世間ではよく、損をした時に「お宅のお墨付きと思ったので信頼して投資したがどうしてくれる」というのは普通によくある苦情であり、訴訟になることもあるかも知れないので、ご注意いただきたい。
- (日野理事) 入会が増えているという話があったが、来年度はプラスで30件という目標を掲げているが、入会としては50が目標というイメージか。また、これはこれくらい行けそうだというものなのか、それともかなり高い目標か。
- (長沼理事) チャレンジングな目標ではあるが、決して不可能な目標ではないと思っている。
- (雨宮理事長) 会費は主な収入源であるが、まずはより公益法人協会を知ってもらう、参加してもらうことを日頃から願いつつ活動している。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時06分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2023年3月3日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓 (谷村啓)

監 事 平川 純子

(別紙)

2023年度役員報酬(4~6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	2023年 4~6月 合計	2022年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	12	320,000	960,000	3,840,000	週2日
鈴木 勝治	17	420,000	1,260,000	5,040,000	週3日
長沼 良行	23	540,000	1,620,000	6,480,000	週5日

\*役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。